

基本構成

1. 概要

2. 実施方法

（1）各中期目標の達成状況（項目別評価）

- ① 教育研究等の質の向上
- ② 業務運営・財務内容等の状況

（2）全体の状況

（3）法人への意見申立て機会の付与

（4）評価結果の公表

3. スケジュール

4. その他

【別添1】教育研究評価における現況分析の評価単位

【参考】第3期の実施要領

1. 概要

2. 実施方法

（1）項目別評価

- ① 教育研究等の質の向上
- ② 業務運営・財務内容等の状況

（2）全体評価

（3）法人への意見申立て機会の付与

（4）評価結果の公表

3. スケジュール

4. その他

【別添1】共通の観点（ガバナンス改革、財務内容の改善、法令遵守及び研究の健全化）

【別添2】学部・研究科等の現況分析の評価単位

【別添3】定員超過の状況の確認・指摘方法

【別添4】附属病院の評価

【別添5】附属学校の評価

第3期からの主な変更点

○ 評価指標の達成状況に重点を置いた評価の実施

→ 中期目標を達成するための全ての中期計画において、達成度を測るための評価指標が設定されたことから、評価指標の達成状況に重点を置いた評価を行う。このため、各法人に対して、評価指標ごとの達成状況の記載を求める。

また、国立大学法人評価委員会が指定する意欲的な評価指標を達成した場合には、それ以外の評価指標を達成した場合よりも高く評価する。

○ 個別の中期目標単位での評定の付与

→ 第3期は中期目標の共通の項目（研究、共同利用・共同研究、教育、社会との連携・社会貢献、その他、業務運営、財務内容、自己点検・評価、その他業務運営の各項目）で評定を付していたが、第4期は中期目標大綱から各法人が中期目標を選択する方式となったことから、個別の中期目標単位で評定を付す。

具体的な評価の手順としては、

- ① 評価指標の達成状況（3段階評価）の評価の結果等を踏まえて、
- ② 中期計画の達成状況の評価（5段階評価）を行い、その達成状況等に基づき、
- ③ 各中期目標の達成状況の評価（項目別評価）（6段階評価）を行う。

その際、評価指標の達成状況に重点を置いた評価を前提とするものの、従前どおり、優れた点や改善すべき点も踏まえ、評定を付す。

○ 「共通の観点」の削除

→ 業務運営・財務内容等に係る中期目標については、全ての法人でガバナンスや財務内容の改善に関する観点を含む中期目標大綱を踏まえて策定されている。また、研究不正・研究費不正の防止を含めたコンプライアンスについては、全ての法人でその観点を踏まえた中期計画が策定されている。このため、これらの観点については、共通的に全法人で実績を確認できることから、「共通の観点（ガバナンス改革、財務内容の改善、法令遵守及び研究の健全化）」の項目自体は削除する。

※第3期までの実施要領は国立大学法人と大学共同利用機関法人をまとめて作成していたが、法人の性格や担うべき役割が異なることから、第4期については個別に作成している。